

地域の安全を守る会の設置及び運用について

最終改正 平成 21 年 5 月徳地第 239 号
徳島県警察本部長から各部課長、各警察署長あて

近年、社会情勢や国民意識の変化に伴い、地域の基盤的な治安維持機能が低下し、また、地域住民の警察に対する意見、要望等も多様化するなど、地域警察を取り巻く環境は著しく変化している。

このような情勢の中、地域社会を活動の基盤とし、地域に密着した活動を推進する地域警察にあつては、地域における事件・事故等の防止を図るため、日常の活動を通じて警察と地域社会との結びつきを強化し、社会全体の防犯機能を高める必要がある。

このため、下記により地域住民で組織する地域の安全を守る会を設置することとしたので、この会の効果的運用に努められたい。

なお、派出所、駐在所連絡協議会実施要綱の制定について（昭和 56 年 12 月 5 日徳外第 257 号合同通達）は、廃止する。

記

1 目的

地域の安全を守る会（以下「地安会」という。）は、地域住民の理解と協力を得て警察目的を達成するため、交番、駐在所及び署所在地（以下「交番等」という。）の勤務員が、所管区責任に基づき地域住民との連絡協調体制の確立を図り、良好な市民応接の保持と管内実態掌握の徹底を期し、事件・事故等の未然防止に努めるとともに、併せて広く警察に対する意見、要望等を聞いて警察運営に反映させ、また、警察の実態を正しく知らせる諸般の活動を行うことを主たる目的とする。

2 設置基準

地安会は、交番等单位に設置するものとする。ただし、地域の特性、実情等を考慮し、地安会の活動がより適正に行われると認められる場合は、一つの交番等に複数の地安会を設置し、又は複数の交番等到一个の地安会を設置することができる。

3 会合の開催

地安会の会合は、地域の実情に応じて年 2 回以上開催するものとする。

4 運用上の留意事項

- (1) 地安会の早期結成及び活動の活性化に努めること。
- (2) 地安会の会員の選定に当たっては、地域のリーダーとしての影響力を考慮し、他係との連携を密にして総合的に判断すること。
- (3) 地安会の開催に当たっては、事前に十分な指導教養を実施すること。
また、必要に応じて署の地域幹部及び他係の出席を求めること。
- (4) 地安会を開催する際は、事前にタウン紙、交番等発行の広報紙等を活用するなど

地域住民に理解を求めるよう配慮すること。

- (5) 新たな受持区を担当することとなった場合は、新規巡回連絡により地安会の会員宅へ必ず立ち寄り、着任のあいさつと協力を要請すること。

また、機会あるごとに会員宅への立ち寄りを行うとともに、会員に対しては、交番等への立ち寄りを依頼すること。

5 報告

地安会の開催状況については、別記様式1，2，3及び4により毎年1月10日までに報告すること。

別記様式1から別記様式4 省略